



金沢市公報

号外第28号

平成19年(2007年)9月20日
〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号
発行所 金沢市役所
(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	る条例	
● 条 例			
○金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 (選挙管理委員会)	1	○金沢市公民館設置条例等の一部を改正する等の条例 (生涯学習課)	9
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (職員課)	3	○金沢市都市計画法に基づく開発行為の規模及び開発区域の面積を定める条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	14
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ()	4	○金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例 (総務課)	14
○金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例 ()	4	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	15
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	8	○金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例 ()	16
○金沢美術工芸大学授業料等徴収条例及び金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正す		○企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 (企業総務課)	16
		○金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課)	17

条 例

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第44号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「及び法第143条第15項」を「、第142条第11項及び第143条第15項」に、「使用の公営」を「使用、法第142条第1項第6号のビラ（金沢市長選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」に、

「の公営に」を「に係る公費負担に」に改める。

第2条に見出しとして「(選挙運動用自動車の使用に係る公費負担)」を付する。

第3条に見出しとして「(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)」を付する。

第4条に見出しとして「(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)」を付する。

第5条に見出しとして「(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)」を付する。

第9条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第12条とする。

第8条に見出しとして「(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)」を付し、同条中「第6条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条とする。

第7条に見出しとして「(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)」を付し、同条を第10条とする。

第6条に見出しとして「(選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担)」を付し、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担)

第6条 金沢市長選挙における候補者は、7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に規定する枚数(以下「法定枚数」という。))を超える場合には、当該法定枚数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 市長は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円30銭を超える場合には、7円30銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第45号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を「第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項」に改める。

第2条第6号中「のほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に、「取り消された」を「当該育児休業の承認が取り消された」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第5条第1号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第5条の2の見出しを「（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）」に改める。

第5条の3の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に改める。

第6条の前の見出しを「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」に改め、同条中「場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する」を「場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た」に改める。

第7条に見出しとして「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付する。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業をし」を「職員が部分休業により養育し」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第9条の前の見出し中「承認等」を「承認」に改め、同条中「、1日を通じて2時間（規則で定める職員については、2時間から規則で定める時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の1項を加える。

2 規則で定める職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第10条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付する。

第11条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)

第2条 改正後の第6条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号。以下「改正法」という。）の施行の日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行の日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

2 改正法の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行の日以後に職務に復帰した場合における改正後の第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日以前の期間については、2分の1）」とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第46号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。
第16条第1項を次のように改める。

汚物処分業務手当は、環境局に所属する職員のうち、次に掲げる職員（市長が定める職員に限る。）に対して支給する。

- (1) ごみ、汚泥その他の廃棄物の処分の業務に従事した職員
- (2) ごみ、汚泥その他の廃棄物の収集又は処分の業務に従事した職員（前号に掲げる職員を除く。）
- (3) ごみ分析の標本採取の業務に従事した職員
- (4) 灰出し業務又は集塵装置内若しくは炉内での業務に従事した職員

第16条第2項第1号を削り、同項第2号中「前項第2号」を「前項第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「前項第5号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第47号

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年条例第354号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の2条を加える。

第10条の2 退職年金等の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その支給を停止すべき期間の分として退職年金等が支払われたときは、その支払われた退職年金等は、その後に支払うべき退職年金等の内払とみなすことができる。退職年金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退職年金等が支払われた場合における当該退職年金等の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

第10条の3 退職年金等を受ける権利を有する者が死亡したためその退職年金等を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該退職年金等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき退職年金等があるときは、市長が定めるところにより、当該退職年金等の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第25条の3中「重度障害の状態を」を「吏員の死亡当時から重度障害の状態を」に改める。

別表第6号表を次のように改める。

別表第6号表（第26条関係）

退職当時の給料年額	率
5,374,200円に調整改定率（恩給法第65条第2項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額以上のもの	23.0割
4,964,600円に調整改定率を乗じて得た額を超え 5,374,200円に調整改定率を乗じて得た額未満のもの	23.8割
4,758,000円に調整改定率を乗じて得た額を超え 4,964,600円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	24.5割
4,594,200円に調整改定率を乗じて得た額を超え 4,758,000円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	24.8割
3,241,400円に調整改定率を乗じて得た額を超え 4,594,200円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	25.0割
3,090,900円に調整改定率を乗じて得た額を超え 3,241,400円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	25.5割
2,787,300円に調整改定率を乗じて得た額を超え 3,090,900円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	26.1割

2,277,800円に調整改定率を乗じて得た額を超え 2,787,300円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	26.9割
2,191,200円に調整改定率を乗じて得た額を超え 2,277,800円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	27.4割
2,048,700円に調整改定率を乗じて得た額を超え 2,191,200円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	27.8割
1,992,000円に調整改定率を乗じて得た額を超え 2,048,700円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	29.0割
1,933,900円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,992,000円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	29.3割
1,703,100円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,933,900円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	29.8割
1,510,800円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,703,100円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	30.2割
1,457,600円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,510,800円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	30.9割
1,420,300円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,457,600円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	31.9割
1,387,400円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,420,300円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	32.7割
1,354,600円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,387,400円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	33.0割
1,301,700円に調整改定率を乗じて得た額を超え 1,354,600円に調整改定率を乗じて得た額以下のもの	33.4割
1,301,700円に調整改定率を乗じて得た額のもの	34.5割
備考	
<p>1 この表の左欄に掲げる額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。</p> <p>2 この表の右欄に掲げる率により計算した年額が1,814,000円に調整改定率を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）未満となるときにおける第26条第1項第2号に規定する遺族年金の年額は、当該額とする。</p>	

（金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「平成14年4月分」を「平成19年10月分」に改め、同項の表中

「1,132,700円」を「1,132,700円に調整改定率（恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額」に、「849,500円」を「849,500円に調整改定率を乗じて得た額」に、「679,600円」を「679,600円に調整改定率を乗じて得た額」に、「568,400円」を「568,400円に調整改定率を乗じて得た額」に、「792,000円」を「792,000円に調整改定率を乗じて得た額」に、「594,000円」を「594,000円に調整改定率を乗じて得た額」に、「475,200円」を「475,200円に調整改定率を乗じて得た額」に、「400,000円」を「400,000円に調整改定率を乗じて得た額」に改め、同表に次のように加える。

備考 この表の右欄に掲げる額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。
--

附則第3条第2項中「平成14年3月31日」を「平成19年9月30日」に改める。

第3条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例（昭和51年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項第1号中「267,500円」の次に「（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第62条の2第1項第1号に規定する子が2人以上あるときの加算額が267,500円を上回る場合にあつては、当該加算額から267,500円を控除して得た額を勘案して恩給法等の一部を改正する法律（平成19年法律第13号）第6条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号）附則第14条第1項及び第2項の規定に基づき制定する政令（以下「平成19年政令」という。）で定める額を267,500円に加算した額）」を加え、同項第2号中「152,800円」の次に「（国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第1号に規定する子が1人あるときの加算額が152,800円を上回る場合にあつては、当該加算額から152,800円を控除して得た額を勘案して平成19年政令で定める額を152,800円に加算した額）」を加え、同項第3号中「152,800円」の次に「（国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第2号に規定する加算額（国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条の3又は第27条の5の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。以下この項及び次項において「厚生年金加算額」という。）が152,800円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額から152,800円を控除して得た額を勘案して平成19年政令で定める額を152,800円に加算した額）」を加え、同条第2項中「148,500円」を「152,800円（厚生年金加算額が152,800円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額から152,800円を控除して得た額を勘案して平成19年政令で定める額を152,800円に加算した額）」に改める。

附則第6条の2第1項中「第14条の2第1項」を「附則第14条の2第1項」に、「政令」を「昭和55年政令」に改め、同項ただし書及び同条第2項中「政令」を

「昭和55年政令」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第1条中金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例第10条の次に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(退職年金等の年額の改定)

第2条 退職年金又は遺族年金については、平成19年10月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ調整改定率（恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する調整改定率をいう。）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、第1条の規定による改正後の金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「新条例」という。）、第2条の規定による改正後の金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例（昭和42年条例第5号）その他の退職年金等に関する条例の規定によって算出して得た年額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。

(成年の子の遺族年金に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正前の金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例第25条の3の規定は、この条例の施行の際現に遺族年金を受ける権利又は資格を有する成年の子については、新条例第25条の3の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

(職権改定)

第4条 この条例の附則の規定による退職年金等の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第48号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第26号の項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

(26)の2 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	1件につき 7,400円
--	--------------

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

金沢美術工芸大学授業料等徴収条例及び金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第49号

金沢美術工芸大学授業料等徴収条例及び金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

(金沢美術工芸大学授業料等徴収条例の一部改正)

第1条 金沢美術工芸大学授業料等徴収条例(平成8年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第68条の2第2項」を「第104条第2項」に改める。

(金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例(平成19年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号ア中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第50号

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する等の条例

(金沢市公民館設置条例の一部改正)

第1条 金沢市公民館設置条例(昭和24年条例第408号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 金沢市中央公民館長町館に、松声庵を置き、その位置は、金沢市高岡町10番25号とする。

第12条中「地区公民館」の次に「及び松声庵(以下「地区公民館等」という。)」を加える。

第13条中「指定管理者」を「地区公民館の指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 松声庵の指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 松声庵の使用の承認に関すること。
- (2) 茶道等の文化活動の機会の提供に関すること。
- (3) 松声庵の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他松声庵の管理上教育委員会が必要があると認める業務

第14条第1項中「指定管理者」を「地区公民館の指定管理者」に、「前条」を「前条第1項」に改め、同条第4項中「地区公民館」を「地区公民館等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 松声庵の指定管理者は、茶室及び歴史的建造物の管理及び活用に関する専門的な知識を有するとともに、前条第2項に定める業務の実施を通じて松声庵の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

第16条中「地区公民館」を「地区公民館等」に改める。

別表中央公民館の表中 「

本多町館	金沢市下本多町6番丁27番地
------	----------------

」を

「

長町館	金沢市長町2丁目2番43号
-----	---------------

」に改める。

(金沢市中央公民館使用料条例の一部改正)

第2条 金沢市中央公民館使用料条例(昭和38年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

1 基本使用料

(1) 長町館

使用時間区分 区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
第1学習室	1,155円	1,680円	2,100円	4,200円
第2学習室	1,155円	1,680円	2,100円	4,200円
第3学習室	1,155円	1,680円	2,100円	4,200円
第4学習室	1,155円	1,680円	2,100円	4,200円
第5学習室	1,155円	1,680円	2,100円	4,200円
和室	1,260円	1,890円	2,310円	4,725円
第1会議室	630円	840円	1,050円	2,100円
第2会議室	630円	840円	1,050円	2,100円

第1集会室		1,995円	2,940円	3,780円	7,350円
第2集会室		1,995円	2,940円	3,780円	7,350円
料理実習室		1,995円	2,625円	3,150円	6,615円
視聴覚室		2,205円	3,045円	3,675円	7,665円
音楽室		1,995円	2,625円	3,150円	6,615円
美術工作室		1,050円	1,365円	1,680円	3,465円
プレイルーム		1,050円	1,470円	1,890円	3,675円
松 声 庵	全室を使用する場合		2,625円	3,150円	
	区分して使 用する場合	茶室	1,050円	1,260円	
		第1和室	1,050円	1,260円	
		第2和室	525円	630円	
	第3和室	525円	630円		

(2) 彦三館

使用時間区分 区分		午前 (午前9時 から正午ま で)	午後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜間 (午後6時 から午後9 時まで)	全日 (午前9時 から午後9 時まで)
		和 室	全室を使用する場合	1,470円	1,890円
区分して使 用する場合	兼六	735円	945円	735円	2,415円
	卯辰	735円	945円	735円	2,415円
視聴覚室		2,730円	3,675円	2,730円	9,135円
料理実習室		1,890円	2,520円	1,890円	6,300円
第1 会議室	全室を使用する場合	1,890円	2,520円	1,890円	6,300円
	区分して使 用する場合	A区画	945円	1,260円	945円
B区画		945円	1,260円	945円	3,150円
第2 会議室	全室を使用する場合	1,890円	2,520円	1,890円	6,300円
	区分して使 用する場合	A区画	945円	1,260円	945円
B区画		945円	1,260円	945円	3,150円
第3会議室		1,155円	1,575円	1,155円	3,885円
第1 研修室	全室を使用する場合	1,890円	2,520円	1,890円	6,300円
	区分して使 用する場合	A区画	945円	1,260円	945円
B区画		945円	1,260円	945円	3,150円
第2 研修室	全室を使用する場合	1,890円	2,520円	1,890円	6,300円
	区分して使 用する場合	A区画	945円	1,260円	945円
B区画		945円	1,260円	945円	3,150円

第3研修室	全室を使用する場合		1,890円	2,520円	1,890円	6,300円
	区分して使用する場合	A区画	945円	1,260円	945円	3,150円
		B区画	945円	1,260円	945円	3,150円
大研修室	全室を使用する場合		9,555円	12,915円	9,555円	32,025円
	区分して使用する場合	A区画	2,625円	3,570円	2,625円	8,820円
		B区画	2,625円	3,570円	2,625円	8,820円
		C区画	2,625円	3,570円	2,625円	8,820円
		D区画	1,680円	2,205円	1,680円	5,565円
軽運動室			2,415円	3,150円	2,415円	7,980円

2 長町館において冷房又は暖房の装置を使用するときは、基本使用料の3割に相当する額を別に徴収する。

摘要

- 1 この表の各項の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。
- 2 前項の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

（金沢歌劇座条例の一部改正）

第3条 金沢歌劇座条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

使用時間区分 区分		午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後6時から午後10時まで）	全日 （午前9時から午後10時まで）	
		ホ ー ル	平日	24,150円	46,200円	60,900円
	日曜日、土曜日及び休日	32,550円	59,850円	75,600円	150,150円	
会 議 室	第1会議室	1,680円	2,625円	2,940円	6,195円	
	第2会議室	1,575円	2,520円	2,940円	5,985円	
	第3会議室	2,415円	3,780円	4,200円	8,820円	
	第4会議室	2,625円	4,095円	4,620円	9,660円	
談話室		3,780円	5,775円	6,510円	13,650円	
大 集 会 室	全室を使用する場合		17,850円	29,400円	32,550円	67,200円
	区分して使用する場合	第1区画	11,025円	17,850円	19,950円	42,000円
		第2区画	5,040円	8,190円	9,135円	18,900円
展 示 室	全室を使用する場合		6,720円	9,975円	11,760円	24,150円
	区分して使用する場合	第1区画	2,205円	3,360円	3,990円	8,085円
		第2区画	2,205円	3,255円	3,885円	7,980円

楽屋	第1楽屋	630円	1,260円	1,365円	2,940円
	第2楽屋	630円	1,260円	1,365円	2,940円
	第3楽屋	420円	945円	1,050円	2,205円
	第4楽屋	840円	1,680円	1,995円	4,095円
	第5楽屋	735円	1,575円	1,785円	3,675円
	第6楽屋	1,575円	3,360円	3,780円	7,875円
練習室		1,050円	2,100円	2,415円	4,935円
別館	会議室A	2,100円	2,730円	2,100円	6,930円
	会議室B	1,155円	1,575円	1,155円	3,885円
	会議室C	1,680円	2,205円	1,680円	5,565円
	会議室D	840円	1,050円	840円	2,730円
	大練習室	4,515円	6,090円	4,515円	15,120円
屋外広場	面積単位で使用する 場合	午前8時から午後10時まで 1区画につき1,050円 午後10時から翌日の午前8時まで 1区画につき 1,050円			
	車単位で使用する場 合	1台当たり初めの1時間を250円とし、以後30分につ き150円とする。ただし、午後10時から翌日の午 前8時までの間の使用料の額が、1,000円を超える ときは、その間の使用料の額については、1,000円 とする。			

別表第5項ただし書中「20,000円」を「21,000円」に改め、同表第6項各号列記以外の部分中「場合」の次に「(別館において使用する場合を除く。)」を加え、同項第1号中「6,500円」を「6,825円」に改め、同表の摘要を次のように改める。

摘要

- 1 この表の各項の規定による額及び第12条第2項の附属設備の使用料の額の合算額(この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を使用料とする。
- 2 前項の使用料の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

(金沢市長町研修館条例の廃止)

第4条 金沢市長町研修館条例(昭和63年条例第2号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第4条の規定による廃止前の金沢市長町研修館条例(以下「旧長町研修館条例」という。)第6条の規定により、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の金沢市長町研修館の使用についてその承認を受けている者は、第2条の規定による改正後の金沢市中央公民館使用料条例第2条の規定により金沢市中

中央公民館長町館の使用の承認を受けた者とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧長町研修館条例第16条第4項の規定に基づき指定管理者として指定を受けている者は、第1条の規定による改正後の金沢市公民館設置条例第14条第5項の規定に基づき指定を受けた者とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の金沢市中央公民館使用料条例第2条の規定により、施行日以後の金沢市中央公民館本多町館の使用についてその承認を受けている者は、第3条の規定による改正後の金沢歌劇座条例第4条の規定により金沢歌劇座の使用の承認を受けた者とみなす。
- 5 施行日前に既に納入のあった施行日以後の金沢市中央公民館及び金沢歌劇座の使用に係る使用料（旧長町研修館条例第9条第1項ただし書の規定により無料とされた使用料を含む。）の額については、第2条の規定による改正後の金沢市中央公民館使用料条例別表及び第3条の規定による改正後の金沢歌劇座条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市都市計画法に基づく開発行為の規模及び開発区域の面積を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第51号

金沢市都市計画法に基づく開発行為の規模及び開発区域の面積を定める条例の一部を改正する条例

金沢市都市計画法に基づく開発行為の規模及び開発区域の面積を定める条例（平成15年条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市都市計画法に基づく開発行為の規模を定める条例

第1条中「及び開発区域の面積」を削る。

第4条を削る。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第52号

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3項の表中「午後5時30分」を「午後6時」に改める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第53号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

49	金沢市粟崎町4丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画金沢市粟崎町4丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------------	---

別表第2に次の1号を加える。

49 金沢市粟崎町4丁目地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	法別表第2(を)項に掲げる建築物
	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、調整池若しくは水路の境界線までの距離の最低限度は、2メートルとする。
	垣又はさく	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第54号

金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

金沢市特別用途地区建築条例（平成3年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「特別工業地区」の次に「又は大規模集客施設制限地区」を加える。

第5条を次のように改める。

第5条 第1種特別工業地区内においては、別表第1項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が、同項第1号から第3号までに掲げる建築物にあつては周辺地区の環境を害するおそれがないと認め、同項第4号に掲げる建築物にあつては公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

2 第2種特別工業地区内においては、別表第2項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が工業の利便に資すると認めて許可したときは、この限りでない。

3 第3種特別工業地区内においては、別表第3項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が、同項第1号から第3号までに掲げる建築物にあつては周辺地区の環境を害するおそれがないと認め、同項第4号に掲げる建築物にあつては公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。

4 大規模集客施設制限地区内においては、別表第4項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。別表第1項に次の1号を加える。

(4) 法別表第2(わ)項に掲げる建築物

別表第3項に次の1号を加える。

(4) 法別表第2(わ)項に掲げる建築物

別表に次の1項を加える。

4 大規模集客施設制限地区内における建築物

法別表第2(わ)項に掲げる建築物

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第55号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月20日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第56号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第29条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成19年(2007年)9月20日 印刷
平成19年(2007年)9月20日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)